

2026年度（令和8年度）診療報酬 定期改定概要

歯科用デジタル ハンドブック **別冊**

〈歯科技工に関わる項目を抜粋・整理〉

- CAD/CAM冠、CAD/CAMインレーの適用条件見直し
- 光学印象の対象が広がりCAD/CAM冠にも使えるように
- 鑄造チタンブリッジの保険適用
- 歯科医師と歯科技工士の連携加算の対象が拡大

目次

1	はじめに	1
2	歯科治療のデジタル化等の推進	2
2.1	CAD/CAM 冠と CAD/CAM インレーの適用条件見直し	2
2.2	光学印象の増点と適用範囲の拡大	5
2.3	クラウン・ブリッジ維持管理料の対象範囲見直し	6
2.4	3次元プリント有床義歯	6
2.5	歯科矯正における模型調製の3次元デジタル加算	8
3	貴金属から代替材料への移行	9
3.1	鑄造チタンブリッジの保険適用	9
3.2	局部義歯のクラスプ・バーの材料運用の見直し	10
4	歯科医師と歯科技工士の連携推進	11
4.1	歯科技工士連携加算の対象範囲拡大	11
4.2	歯科技工の委託における費用決定の相互連携	12
4.3	歯科技工所ベースアップ支援料の新設	12
5	技術の評価・運用の見直し	16
6	おわりに	18

※本別冊は、2026年3月5日に厚生労働省が公表した令和8年度診療報酬改定に関する各種省令・告示等を整理したものです。正式な内容については、関連する告示・通知・疑義解釈等をご確認ください。

監修

ヤマキン博士会（50音順）

安楽 照男 博士（工学）	糸魚川博之 博士（理学）	加藤 喬大 博士（工学）
坂本 猛 博士（薬学）	佐藤 雄司 博士（学術）	田中 秀和 博士（工学）
松浦理太郎 博士（農学）	水田 悠介 博士（工学）	溝渕 真吾 博士（工学）
山添 正稔 博士（歯学）	山本 裕久 博士（学術）	

ヤマキン博士会 相談役

山田文一郎 博士（工学）

ヤマキン博士会 顧問、高知大学医学部 特任教授

山本哲也 博士（医学）

ヤマキン博士会とは？

ヤマキンのさまざまな専門分野のエキスパート集団であり、おのおのの知識や経験、技術を融合することで、イノベーションを継続的に発生させる原動力となっている。

1 はじめに

2026年3月5日、厚生労働省 Web サイトにて、2026年6月の診療報酬改定に関する省令が公開された。

CAD/CAM 冠，CAD/CAM インレーの適用条件の見直しと，クラウン・ブリッジ維持管理料の対象症例の一部変更，光学印象および歯科医師と歯科技工士の連携加算評価の対象範囲の拡大等，デジタル技術を生かした歯冠修復物に関する内容が改定される。

今回の改定は，CAD/CAM 冠を用いた歯冠修復が浸透し，貴金属価格の高騰によって金銀パラジウム合金から他材料への移行およびデジタル化が加速するなか，これらを各方面から後押しし，将来的な歯科医療の存続を目指した内容と考えられる。一般財団法人ヤマキン学術文化振興財団では，歯科医療関係者に診療報酬改定の状況をいち早くお伝えするため，歯科技工に関わる項目を抜粋し，歯科用デジタルハンドブックの別冊といたちで取りまとめ，発行することとした。

この「別冊」が，歯科医療関係者の皆さまが安心して臨床に臨んでいただくための一助となれば幸いである。

Topics

- (1) CAD/CAM 冠，CAD/CAM インレーの適用条件見直し
- (2) 光学印象の対象が広がり CAD/CAM 冠にも使えるように
- (3) 鋳造チタンブリッジの保険適用
- (4) 歯科医師と歯科技工士の連携加算の対象が拡大

2 歯科治療のデジタル化等の推進

2.1 CAD/CAM 冠と CAD/CAM インレーの適用条件見直し

今回の診療報酬改定では、CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレーの活用が更に進むよう、以下のとおり要件の見直しがおこなわれる。また、日本補綴歯科学会から技術提案された後継永久歯の無い乳臼歯への適用が可能となる（CAD/CAM 冠用材料の算定は、永久歯に準じて取り扱う）。

- 1) CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）の咬合支持に関する適応条件の撤廃
- 2) CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）の適応範囲が第三大臼歯へ拡大
- 3) 後継永久歯の無い乳臼歯への適用拡大（CAD/CAM 冠および CAD/CAM インレー）

なお、その他の歯冠補綴物との選択については、「CAD/CAM 冠に関する基本的な考え方」、「CAD/CAM インレーに関する基本的な考え方」（令和 8 年 3 月日本歯科医学会）を参考に歯科医師の裁量によりおこなわれる。

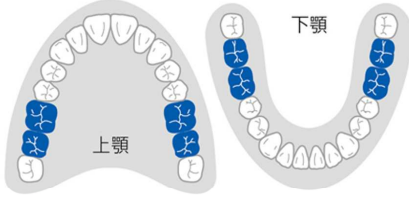
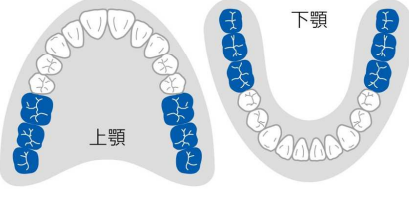
改定前		<p style="text-align: center;">第一大臼歯・第二大臼歯</p> <p>CAD/CAM冠およびCAD/CAMインレーを装着する部位の対側に第一大臼歯による咬合支持※1がある患者であって、以下のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) CAD/CAM冠およびCAD/CAMインレーを装着する部位と同側に第一大臼歯による咬合支持※1があり、当該補綴部位に過度な咬合圧が加わらない場合等 2) CAD/CAM冠およびCAD/CAMインレーを装着する部位の同側に第一大臼歯による咬合支持※1がなく、当該補綴部位の対合歯が欠損※2であり、当該補綴部位の近心側隣在歯までの咬合支持※3がある場合 <p>※1 固定性ブリッジによる咬合支持を含む ※2 部分床義歯を装着している場合を含む ※3 固定性ブリッジ又は乳歯（後継永久歯が先天的に欠如している乳歯を含む）による咬合支持を含む</p> <p style="text-align: center;">大白歯</p> <p>歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携のうえで、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準じるもの）に基づく場合</p>
改定後		<p style="text-align: center;">大白歯</p> <p>CAD/CAM冠 その他の歯冠補綴物との選択について、「CAD/CAM冠に関する基本的な考え方」（令和8年3月日本歯科医学会）を参考とすること。</p> <p>CAD/CAMインレー その他の歯冠修復物との選択について、「CAD/CAMインレーに関する基本的な考え方」（令和8年3月日本歯科医学会）を参考とすること。</p>

図 2-1 CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）適応範囲の改定

さらに、CAD/CAM インレーも同様の見直しがおこなわれ、診療報酬点数は750点から770点へ引き上げられる。

表 2-1 CAD/CAM インレー（1 歯につき）の技術料の引き上げ

	項目	改定前	改定後
技術料	M015-3 CAD/CAMインレー(1歯につき)	750点	770点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき） 770点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、白歯に対して歯冠修復物（全部被覆冠を除く。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

また今回、CAD/CAM 冠用材料の材料料が改定される。表 2-2 に CAD/CAM 冠用材料が保険適用となった2014年4月からの材料料推移についてまとめた。

表 2-2 CAD/CAM 冠用材料の材料料推移

機能区分	CAD/CAM冠用材料					
	(I)	(II)	(III)	(IV)	(V)	
適応範囲	小臼歯		大臼歯	前歯	大臼歯	
材料料(円)	2014年4月	4,840	—	—	—	
	2016年4月	3,820	—	—	—	
	2017年12月	3,820	—	5,230	—	
	2018年4月	2,850	—	5,230	—	
	2019年10月	2,890	—	5,330	—	
	2020年4月	2,280	2,540	4,420	—	
	2020年9月	2,280	2,540	4,420	5,760	
	2022年4月	1,880	1,810	3,500	4,380	
	2023年12月	1,880	1,810	3,500	4,380	6,150
	2024年6月	1,810	1,630	3,160	3,880	6,150
	2026年6月	1,690	1,420	2,730	3,280	6,150

表 2-3 CAD/CAM 冠用材料一覧

機能区分名		CAD/CAM冠用材料				
		(I)	(II)	(III)	(IV)	(V)
適応範囲		小白歯	小白歯	大白歯	前歯	大白歯
定義	ポリエーテル エーテルケトン	—	—	—	—	○
	無機質フィラー (質量分率)	60 %以上	60 %以上	70 %以上	60 %以上	17~25 %
	ビッカース硬さ	—	55 HV0.2 以上	75 HV0.2 以上	55 HV0.2 以上	25 HV0.2 以上
	3点曲げ強さ	—	160 MPa 以上	240 MPa 以上	160 MPa 以上	180 MPa 以上
	曲げ弾性率	—	—	—	—	5 GPa 以下
	吸水量	—	32 µg/mm ³ 以下	20 µg/mm ³ 以下	32 µg/mm ³ 以下	10 µg/mm ³ 以下
	無機質フィラーの 一次粒子径サイズ	—	—	—	最大径 5 µm 以下	—
	積層構造	—	—	—	切縁部色と歯頸部色, これらの移行色を含む複数の色調の積層構造	—
トレーサビリティシール 保管・管理		—	—	要	要	要

2.2 光学印象の増点と適用範囲の拡大

表 2-4 光学印象（1 歯につき）の概要

	改定前	改定後
技術料	100点	150点
対象	CAD/CAMインレー	CAD/CAMインレー CAD/CAM冠
連携加算	対面 50点 (光学印象歯科技工士連携加算)	対面での連携 60点 (歯科技工士連携加算1) 情報通信機器を用いた連携 80点 (歯科技工士連携加算2)

2024 年度の診療報酬改定では、CAD/CAM インレーを製作するため、デジタル印象採得装置を用いて窩洞を直接印象採得・咬合採得を行った場合の光学印象が保険適用となった。今回の改定では CAD/CAM 冠へも適用拡大され、診療報酬点数も 100 点から 150 点へと引き上げられる。

さらに「光学印象歯科技工士連携加算」が「歯科技工士連携加算」へ統合される。これまででは対面実施の場合に限り連携加算を算定することができたが、今回の改定で、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて口腔内の確認等を行い、当該修復物又は補綴物の製作に活用した場合には、「歯科技工士連携加算 2（80 点）」を算定できるようになる。なお、これまでどおり対面で確認等を行った場合は「歯科技工士連携加算 1（60 点）」として算定する。

なお、4 章でも紹介するとおり「歯科技工士連携加算 1・2」は 1 装置につき、いずれか 1 つのみ算定する。

M003-4 光学印象（1 歯につき） 150 点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号 M015-2 に掲げる CAD/CAM 冠又は区分番号 M015-3 に掲げる CAD/CAM インレーを製作する場合であって、デジタル印象採得装置を用いて、印象採得及び咬合採得を行った場合に算定する。

2 区分番号 M003 に掲げる印象採得、M003-3 に掲げる咬合印象及び M006 に掲げる咬合採得は別に算定できない。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号 M015-2 に掲げる CAD/CAM 冠又は区分番号 M015-3 に掲げる CAD/CAM インレーを製作することを目的として、光学印象を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で口腔内の確認等を行い、当該修復物又は補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算 1 として、60 点を所定点数に加算する。ただし、同時に 2 以上の修復物又は補綴物の製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、歯科技工士連携加算 1 は 1 回として算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレーを製作することを目的として、光学印象を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて口腔内の確認等を行い、当該修復物又は補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の修復物又は補綴物の製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。
- 5 注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、1装置につき、いずれか1つのみ算定する。

2.3 クラウン・ブリッジ維持管理料の対象範囲見直し

表 2-5 クラウン・ブリッジ維持管理料の概要

	改定前	改定後
対象	<クラウン> チタン冠 レジン前装チタン冠 硬質レジンジャケット冠 (金属アレルギー患者を除く) CAD/CAM冠 (金属アレルギー患者を除く)	<クラウン> チタン冠 レジン前装チタン冠 硬質レジンジャケット冠 CAD/CAM冠
	<ブリッジ> 高強度硬質レジンブリッジ (金属アレルギー患者を除く) 接着ブリッジ 金属ブリッジ	<ブリッジ> 高強度硬質レジンブリッジ (金属アレルギー患者を除く) チタンブリッジ 接着ブリッジ 金属ブリッジ

クラウン・ブリッジ維持管理料の対象として、今回の改定で保険適用されるチタンブリッジが追加される。(チタンブリッジについては3.1項を参照。)

さらに、金属アレルギーを有する患者に対する、硬質レジンジャケット冠とCAD/CAM冠がクラウン・ブリッジ維持管理料の対象となる。

2.4 3次元プリント有床義歯

表 2-6 3次元プリント有床義歯 (1顎につき) の概要

	改定前	改定後
製作方法	歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置 (液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置) を用いて、作業模型で間接法により造形製作された有床義歯 (3次元プリント有床義歯)	
技術料	2,420点	4,000点
算定単位	再製作を除き、上下顎同日に装着した場合に限り算定	1顎単位
材料料	歯冠部材料 (1歯につき) 6点 義歯床用材料 (1顎につき) 203点	

歯科治療のデジタル化を推進する観点から、新規医療機器等として2025年12月から保険適用され、現在準用技術で運用されている3次元プリント有床義歯についても評価が見直される。

本区分は、有床義歯の設計・製作に要する歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置（液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置）を用いて、作業模型で間接法により有床義歯を設計・製作し、装着した場合に限り算定することができる。

今回の改定内容は大きくわけて2つある。まず算定単位が1顎単位へ変更された。改定前は、再製作を除き上下顎同日に装着した場合のみ算定できたが、今回の改定により片顎でも算定できるようになる。もう1つは、製作時に実施した印象採得、咬合採得、仮床試適および装着等が技術料に含まれ、別途算定することができなくなったことである。また、技術料は2,420点から4,000点に引き上げられる。

なお、材料料は歯冠部用材料（1歯につき）6点、義歯床用材料（1顎につき）203点で設定されている。

M018-2 3次元プリント有床義歯（1顎につき） 4,000点

注別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯の設計・製作に要する歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置を用いて、有床義歯を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

- (1) 3次元プリント有床義歯とは、コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置（液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置）を用いて、作業模型で間接法により造形製作された有床義歯をいう。
- (2) 本区分を算定する場合は、1顎単位で算定する。
- (3) 3次元プリント有床義歯の製作時に実施した印象採得、咬合採得、仮床試適及び装着等の基本的な技術料は、所定点数に含まれ別に算定できない。
- (4) 製作後に義歯修理や床裏装等を実施する場合は、M018に掲げる有床義歯の例により算定する。
- (5) 3次元プリント有床義歯については、「3次元プリント有床義歯の診療指針」（令和8年3月日本補綴歯科学会）を参考とすること。

M018-2 3次元プリント有床義歯

- 1 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料（1歯につき） 6点
- 2 3次元プリント有床義歯義歯床用材料（1顎につき） 203点

また、施設基準は以下のとおりである³⁾。

- | |
|---|
| (1) 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。 |
| (2) 保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されている場合は、専任の歯科技工士を配置していること。 |
| (3) 保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。 |

※2026年6月1日から算定を行うためには、2026年5月7日（木）から6月1日（月）まで（必着）に、届出を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局の都道府県事務所へ届出が必要となる。

なお5章でも紹介するとおり、今回「M018 有床義歯 2 総義歯（1顎につき）」の診療報酬点数についても改定がおこなわれる。

2.5 歯科矯正における模型調製の3次元デジタル加算

表 2-7 歯科矯正における模型調製の3次元デジタル加算の概要

	新設
技術料	150点

光学印象の保険適用が進むなか、今回の改定では歯科矯正において、デジタル印象採得装置を用いて3次元デジタル模型の製作又は調製をおこなった場合、「3次元デジタル加算」として150点が新たに加算されることになった。

なお、算定要件として、デジタル印象採得装置により取得したデータの取扱いについては、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守することとされている⁴⁾。

N004 模型調製（1組につき）

- 1 平行模型 500点
- 2 予測模型 300点

注1 1については、歯科矯正を開始するとき、動的処置を開始するとき、マルチブラケット法を開始するとき、顎離断等の手術を開始するとき及び保定を開始するときに、それぞれ1回に限り算定する。

2 1について、顎態模型を調製した場合は、200点を所定点数に加算する。

3 2については、予測歯1歯につき60点を所定点数に加算する。

4 1及び2について、デジタル印象採得装置を用いて行った場合は、3次元デジタル加算として、150点を所定点数に加算する。

5 印象採得料、咬合採得料及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

3 貴金属から代替材料への移行

3.1 鋳造チタンブリッジの保険適用

表 3-1 鋳造チタンブリッジの保険適用の概要

	新設
製作方式	全部鋳造方式
技術料	2,800点
レジン前装加算 (1歯につき)	600点※
適用部位	前歯から臼歯
適用症例	1歯中間欠損部に対する3歯ブリッジ
使用材料	純チタン2種
材料料	161点

※レジン前装加算は、純チタン2種を用いて全部鋳造方式で製作された、歯冠修復物やポンティックの唇面又は頬面を硬質レジンで前装した場合に、前歯又は小白歯に限り算定する。大白歯を前装する場合は、咬合面を金属で製作し頬面を硬質レジンで前装したポンティックに限り算定する。

日本歯科理工学会より技術提案された「チタンブリッジ」が保険適用となる。チタンブリッジの技術料は2,800点、材料料は161点で設定されており、1装置につき算定される。

M017-3 チタンブリッジ (1装置につき) 2,800点

注1 純チタンを用いてブリッジを製作し、装着した場合に限り算定する。

2 硬質レジンによる前装を行った場合は、レジン前装加算として、1歯につき600点を所定点数に加算する。

(1) チタンブリッジとは、純チタン2種を用いて全部鋳造方式で製作する、1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、3歯ブリッジをいう。

(2) 「注2」に規定するレジン前装加算は、純チタン2種を用いて全部鋳造方式で製作された、歯冠修復物やポンティックの唇面又は頬面を硬質レジンで前装した場合に、前歯又は小白歯に限り算定する。大白歯を前装する場合は、咬合面を金属で製作し頬面を硬質レジンで前装したポンティックに限り算定する。

(3) チタンブリッジを装着する場合は、次により算定する。

イ 歯冠形成を行った場合は、以下のいずれかにより算定する。また、「注2」に規定するレジン前装加算のための支台歯形成は、M001に掲げる歯冠形成の「注2」の加算を算定する。

① 生活歯の歯冠形成を行う場合は、M001に掲げる歯冠形成の「1のイ 金属冠」及びM001に掲げる「注1」の加算を算定する。

② 失活歯の歯冠形成を行う場合は、M001に掲げる歯冠形成の「2のイ 金属冠」及びM001に掲げる歯冠形成の「注1」の加算を算定する。

- ロ 印象採得を行った場合は、1装置につき、区分番号M003に掲げる印象採得の「2のニの(1)支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」を算定する。
 - ハ 咬合採得を行った場合は、1装置につき、区分番号M006に掲げる咬合採得の「2のイの(1)支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」を算定する。
 - ニ 装着した場合は、1装置につき区分番号M005に掲げる装着の「2のイの支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」を算定する。
- (4) 特定保険医療材料料は別に算定する。

M017-3 チタンブリッジ (1装置につき) 161点

3.2 局部義歯のクラスプ・バーの材料運用の見直し

局部義歯に附属されるクラスプやバーについては、製作の実態に即して、原則、歯科用貴金属材料以外の材料を使用する運用に見直される(表3-2)。いずれの項目も金銀パラジウム合金や14カラット金合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載することが求められる。

表3-2 局部義歯のクラスプ・バーの使用材料の概要

項目	特定保険医療材料
M020 鑄造鉤 (1個につき)	鑄造用コバルトクロム合金 14カラット金合金 金銀パラジウム合金
M021 線鉤 (1個につき)	不銹鋼及び特殊鋼 14カラット金合金
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)	鑄造鉤又はレスト:鑄造用コバルトクロム合金, 金銀パラジウム合金 線鉤:不銹鋼及び特殊鋼
M023 大連結子(1個につき)※	1 鑄造バー:鑄造用コバルトクロム合金, 金銀パラジウム合金 2 屈曲バー:不銹鋼及び特殊鋼

※大連結子とは、離れた位置にある義歯床同士若しくは義歯床と間接支台装置を連結する際に用いる鑄造バー又は屈曲バーを指す。

4 歯科医師と歯科技工士の連携推進

4.1 歯科技工士連携加算の対象範囲拡大

表 4-1 「歯技連 1・2」の対象⁴⁾の概要

	項目	製作物	共通要件
新設	M000 補綴時診断料 (1装置につき)	M017-2 高強度硬質レジンブリッジ M017-3 チタンブリッジ M018-2 3次元プリント有床義歯	
	M003 印象採得	前歯部の歯冠補綴物又はブリッジ	① 歯科技工士連携加算1(60点)は対面で実施し、 歯科技工士連携加算2(80点)は情報通信機器 を用いて実施した場合に算定する
	M003-4 光学印象 (1歯につき)	M015-2 CAD/CAM冠 M015-3 CAD/CAMインレー	② 1装置につき、「歯技連1」または「歯技連2」の いずれか1つのみ算定できる
	M006 咬合採得	ブリッジ又は有床義歯	③ 施設基準届が必要
	M007 仮床試適 (1床につき)	有床義歯等	

2024年度の診療報酬改定で新設された「歯科技工士連携加算 1・2」(以下、「歯技連 1・2」)の対象範囲と施設基準が見直され、新しく補綴時診断料が対象に追加された。さらに、印象採得におけるブリッジの製作、光学印象におけるCAD/CAM冠の製作へも対象範囲が拡大された。

また、これまでは1つの項目において「歯技連 1・2」を算定すると、他の項目の「歯技連 1・2」は算定できなかったが、今回、同一の補綴物の製作にあたり、同日におこなった場合を除き別項目でも算定できるように変更された(ただし、1装置につき「歯技連 1・2」いずれか1つのみ算定可能)。たとえば、前歯部のチタンブリッジの場合、補綴時診断と印象採得の両方で連携加算が算定できる(表 4-2)。

表 4-2 一連の診療における歯科技工士連携加算の併加算について³⁾

	補綴時診断	印象採得	光学印象	咬合採得	仮床試適
補綴時診断		○ (前歯部のTiBr)			
印象採得	○ (前歯部のTiBr)			○ (前歯部の6歯以上のBr)	
光学印象					
咬合採得		○ (前歯部の6歯以上のBr)			○ (9歯以上の義歯)
仮床試適				○ (9歯以上の義歯)	

また、次に補綴時診断料、印象採得、光学印象、咬合採得、仮床試適の「歯技連 1・2」の施設基準を示す⁵⁾。

【歯科技工士連携加算1】の施設基準

- イ 歯科技工士を配置していること又は他の歯科技工所との連携体制が確保されていること。
- ロ 歯科技工士の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
- ハ イの連携体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- ニ ハの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

【歯科技工士連携加算2】の施設基準

- イ 【歯科技工士連携加算1】のイからニまでの全てを満たしていること。
- ロ 情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

4.2 歯科技工の委託における費用決定の相互連携

表 4-3 歯科技工委託における費用決定の相互連携の概要

	改定前	新設
「歯冠修復及び欠損補綴」の通則9	—	「通則5」について、保険医療機関においては、その趣旨を踏まえ、歯科技工の委託に当たって、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用の決定については、保険医療機関と歯科技工所の相互の連携に基づき行うこと。

近年、歯科技工士の就業人数の減少や高齢化は、歯科医療業界における喫緊の課題となっている。今後さらに歯科技工所の廃業や人材流出が進むと、地域における迅速な補綴物の供給体制が弱体化し、歯科医療提供体制全体へ影響を及ぼすことが懸念される。

今回の改定では、補綴物が円滑に製作・委託できるよう、「歯冠修復及び欠損補綴の製作技工と製作管理の費用決定について、保険医療機関と歯科技工所の相互の連携に基づき行う」旨が「歯冠修復および欠損補綴」の通則に明確化された。本改定を契機として、持続的な歯科医療提供体制の構築に向け、保険医療機関と歯科技工所との連携がさらに深化し、業界全体の協働体制が一層発展することが期待される。

4.3 歯科技工所ベースアップ支援料の新設

表 4-4 歯科技工所ベースアップ支援料（1装置につき）の概要

	新設
支援料	15点

今回の改定で、歯科技工所に所属する歯科技工士の確実な賃上げを図る観点から、「歯科技工所ベースアップ支援料」が新設される。また、2027年6月以降においては、所定点数の100分の200に相当する点数により算定するものと示された。



図 4-1 歯科技工所ベースアップ支援料

また本区分の対象装置は、留意事項に「本区分は、M005に掲げる装着又はN008に掲げる装着の算定日に算定する。」とあるため、下記が該当する。

M005 装着

- 1 歯冠修復
- 2 欠損補綴
 - イ ブリッジ
 - ロ 有床義歯
 - ハ 有床義歯修理
 - ニ 口蓋補綴、顎補綴
- 3 口腔内装置等の装着の場合

N008 装着

- 1 装置
 - イ 可撤式装置
 - ロ 固定式装置
- 2 帯環
- 3 ダイレクトボンドブラケット

なお、装着の費用が含まれる下記についても、留意事項に「各区分の算定日に本区分を算定する」とあることから、対象となる。

M002 支台築造

- M003-2 暫間歯冠補綴装置
- M018-2 3次元プリント有床義歯
- M025-2 広範囲顎骨支持型補綴
- N019 保定装置（7に限る。）
- N025 トルキングアーチ

なお、留意点として、毎年8月に地方厚生(支)局長へ実績を報告する必要がある。

P200 歯科技工所ベースアップ支援料(1装置につき) 15点

- 1 歯科技工所ベースアップ支援料は、当該保険医療機関の歯科医師から交付された歯科技工指示書に基づき、歯科医療の用に供する補綴物等の製作等の委託を受けた歯科技工所に所属する歯科技工士の賃金の改善を実施することについて評価したものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、補綴物等の製作等の委託を行った場合に、所定点数を算定する。
- 2 歯科医師から交付された歯科技工指示書や歯科医師の直接の指示に基づき、当該保険医療機関内の歯科技工士が補綴物等の製作や修理を行う場合には算定できない。
- 3 本区分は、M005に掲げる装着又はN008に掲げる装着の算定時に算定する。
※装着の費用が含まれる支台築造、暫間歯冠補綴装置、3次元プリント有床義歯等については、各区分の算定日に本区分を算定する。

また、施設基準は以下のとおりである³⁾。

- (1) 歯科技工所に補綴物等の製作等を委託しており、当該歯科技工所の歯科技工士の賃上げ等、補綴物の製作を後方から支援する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関は、当該支援料の趣旨を踏まえ、製作等を委託する歯科技工所が当該支援料による賃金改善の意向を有する場合に、当該歯科技工所と連携の上で届出を行うとともに、当該支援料を全て歯科技工所への委託費の増額に充てること。

※届出に関する事項(概要)

毎年8月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため「実績報告書」を地方厚生(支)局長に届け出ること。

保険医療機関は、歯科技工所ベースアップ支援料の算定に係る書類(「実績報告書」等)を、当該支援料を算定する年度の終了後3年間保管すること。

※2026年6月1日から算定を行うためには、2026年5月7日(木)から6月1日(月)まで(必着)に、届出を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生(支)局の都道府県事務所へ届出が必要となる。

様式101

歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準に係る届出書添付書類

◎以下について確認の上、必ず記載すること

毎年8月において、前年度の資金改善支援の取組状況について、様式102により、「実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

本許償料による収入については全て歯科技工士の賃上げに充当することについて、誓約します。

年 月 日 開設者名: _____

◎必要記載項目

1 保険医療機関コード _____
 保険医療機関名 _____

2 製作委託等を行う歯科技工所の名称

3 歯科技工所における資金引き上げの方法

【記載上の注意】

1 「3」については、歯科技工所と連携し、可能な限り具体的に記載すること。

別添1 (歯科技工所ベースアップ支援料) 実績報告書 (令和 年度分)

保険改善機関コード _____
 保険医療機関名 _____

I. 提出書類の種類

実績報告書

II. 資金改善支援実施期間及びベースアップ支援料算定期間

(1) 資金改善支援実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(2) ベースアップ支援料算定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

III. ベースアップ支援料の算定期間

ベースアップ支援料の算定期間	0 円
ベースアップ支援料の算定期間	0 円

IV. 製作委託等を行った歯科技工所の名称と算定期間

歯科技工所名	算定期間

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を添付に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名: _____

【記載上の注意】

1 「IV」において、歯科技工所ごとの算定期間については、可能な範囲で記載すること。

図 4-2 歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準に係る届出(左)と実績報告書(右)

5 技術の評価・運用の見直し

近年の金銀パラジウム合金の価格高騰や金属アレルギーの可能性などを背景として、金銀パラジウム合金から他の金属材料への移行、さらには脱金属化の流れが加速している。

このような状況を踏まえ、今回の診療報酬改定では各種技術評価の見直しと、診療報酬点数の引き上げが実施される。表 5-1 に歯科技工に関連する項目を抜粋して示す。

表 5-1 技術料の見直しがおこなわれた項目

項目	改定前	改定後
M002 支台築造（1歯につき） 1 間接法 □ ファイバーポストを用いた場合 （1）大白歯 （2）小白歯および前歯	211点 180点	221点 190点
M005 装着 <内面処理加算1> CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー 高強度硬質レジンプリッジ	45点 90点	55点 110点
M010-4 根面被覆(1歯につき) 1 根面板によるもの	195点	225点
M015 非金属歯冠修復(1個につき) 1 レジンインレー イ 単純なもの □ 複雑なもの	128点 180点	148点 200点
M016-2 小児保険装置 1 固定式保険装置 2 可撤式保険装置	600点 — —	850点 1,200点
M017-2 高強度硬質レジンプリッジ(1装置につき)	2,800点	3,000点
M018 有床義歯 2 総義歯(1顎につき)	2,420点	2,500点
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき) 2 キーパー付き根面板を用いる場合	550点	580点

また、今回の改定では、咬合調整の対象となる診療行為の一部見直しや、実情に即した項目の細分化、さらに類似項目の整理を目的として、新たに歯科技工に関わる一部項目が設定された。表 5-2 にその概要を抜粋して示す。

表 5-2 新設された項目

項目	概要
M001-4 補綴前処置 (1装置につき)	40点 咬合調整の対象となっていた診療行為の一部が、新たな評価に位置づけられる。 新たな義歯の製作又は義歯修理(鉤等の追加)を行うに当たり、レストシートやガイドブレンの付与、リカントゥアリング等により、鉤歯や鉤歯の対合歯を削除した場合に算定する。
M003-2 暫間歯冠補綴装置 (1歯につき)*	48点 テンポラリークラウン、リテーナー、歯周治療用装置(冠形態)等を、暫間歯冠補綴装置に統一し、評価が新設される。
M006 咬合採得 2 欠損補綴 (1装置につき) ハ 口蓋補綴、顎補綴 1) 咬合採得が困難なもの 2) 咬合採得が著しく困難なもの	260点 360点 本区分の「2の口の(3)総義歯」に準じて算定していた口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得について、算定項目として位置づけが明確化される。
N010-2 ディスキング (1歯につき)	40点 咬合調整の対象となっていた診療行為の一部が、新たな評価に位置づけられる。 歯の隣接面を削除することをいい、叢生(クラウディング)について、ディスクングをおこなった場合は、歯数に応じて算定する。

※ 旧M003-2 テンポラリークラウン、I018 歯周治療用装置(冠形態)、M004 リテーナー等を「暫間歯冠補綴装置」に統一し評価が新設された。

6 おわりに

昨今、歯科用貴金属材料の価格高騰や歯科治療を必要とする患者への平等な医療提供の観点から、市場価格に影響されない金属代替材料の需要は年々高まりを見せている。また歯科技工士の就業人数の減少や高齢化といった業界の課題に直面する中、歯科治療におけるデジタル化の推進は、単なる技術革新にとどまらず、安全で持続的な歯科医療提供体制を支える基盤となりつつある。

今回の診療報酬改定では、CAD/CAM 冠や CAD/CAM インレーのさらなる普及を目指した要件の見直しをはじめ、光学印象の対象として CAD/CAM 冠が新たに加わるなど、幅広い症例でのデジタル技術の活用を後押しする内容となっている。

また今回の改定以前の期中に保険適用となった 3次元プリント有床義歯など、新規分野におけるデジタル技術の進展により、歯科医師と歯科技工士の連携が促進され、これらが質の高い歯科治療を持続的に提供していく体制の構築にもつながるものと期待される。

このような動きをいち早くお伝えするべきとの考えから、現時点で公開されている情報をもとに速報としてこの「別冊」を発行した。確定した改定内容は、4月の官報をご確認いただきたい。

この「別冊」が歯科医療関係者の皆さまが安心して臨床に臨んでいただくための一助となれば幸いである。

一般財団法人ヤマキン学術文化振興財団では、引き続き歯科医療におけるデジタル化を推進するため、さまざまな情報提供を続けていく所存である。

文献

- 1) 厚生労働省：令和 8 年厚生労働省告示第 69 号
- 2) 厚生労働省：医療技術評価提案書 14-16，令和 7 年 11 月 20 日。
- 3) 厚生労働省：令和 8 年度診療報酬改定の概要（歯科）令和 8 年 3 月 5 日版。
- 4) 厚生労働省：令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号
- 5) 厚生労働省：個別改定項目について，令和 8 年 2 月 13 日。

歯科医療の未来へ向けて、創造を続けます。



YAMAKIN 株式会社 高知第三山南工場 クリーンルーム



ヤマキンのデジタル向け材料は、高知県香南市に建てられた高知第三山南工場で作られています。

自然豊かな環境に囲まれたこの工場から、安心・信頼・満足していただける製品をみなさまにお届けいたします。

ぜひご覧ください

高知第三山南工場紹介PV



<https://www.yamakin-gold.co.jp/corporate/movie/index.html>

ヤマキンのものづくりとは

「ヤマキンのものづくり」とは、『製品・技術・情報・サービスを有機的に組み合わせて、市場における全ての顧客に価値を提供する』こと。さらに、ものづくりの技術に加え、『IT・デザイン技術を使い、顧客間のコミュニケーションをデザインする』ことと定義しています。

ヤマキンでは、安全性に重点をおき、科学的な機能性と医学的な安全性の両者を融合した新しい研究開発を提案している。この活動の過程で得られた知見の数々は、レポートおよび書籍として公開されている。ご興味を持たれた方は是非ご一読いただきたい。
 ※各出版物は、歯科商店様または弊社 Web サイトからご購入いただけます。

《専門書 既刊》



歯科用貴金属合金の科学

基礎知識と铸造の実際

- ・発行日：2010年11月
- ・238P
- ・価格：本体 8,000 円+税
- ・発行：株式会社 学建書院



知っておきたい

歯科材料の安全性

- ・発行日：2017年2月
- ・212P
- ・価格：本体 4,000 円+税
- ・発行：YAMAKIN 株式会社



歯科用有機材料の化学<改訂版>

基礎知識と応用

- ・発行日：2018年9月
- ・200P
- ・価格：本体 5,000 円+税
- ・発行：YAMAKIN 株式会社

《歯科用デジタルハンドブック 既刊》



【発行】 歯科用デジタルハンドブック 1～3：YAMAKIN 株式会社
 歯科用デジタルハンドブック 4～9：一般財団法人ヤマキン学術文化振興財団

【価格】 歯科用デジタルハンドブック 1 /2,000 円+税
 歯科用デジタルハンドブック 2～9/1,000 円+税

《テクニカルレポート 既刊》

ゼオセライトテクニカルレポート（2002年8月）
 ルナウィングテクニカルレポート（2007年5月）
 ツイニーテクニカルレポート（2010年7月）

《安全性試験レポート 既刊》

Vol.1 国際水準の品質と安全を求めて（2004年12月）
 Vol.2 「ZEO METAL」シリーズ 溶出試験と in vitro による細胞毒性試験（2005年6月）
 Vol.3 メタルセラミック修復用貴金属合金及び金合金 溶出試験と in vitro による細胞毒性試験（2005年12月）
 Vol.4 「ルナウィング」の生物学的評価（2006年6月）
 Vol.5 高カラット金合金の物性・安全性レポート（2007年10月）
 Vol.6 歯科材料の物性から生物学的影響まで 硬質レジン、メタルセラミック修復用合金、金合金における検討（2008年5月）
 Vol.7 金合金「ネクシオキャスト」の物性・安全性レポート（2008年10月）
 Vol.8 ハイブリッド型硬質レジン「ツイニー」の生物学的評価（2010年6月）
 Vol.9 貴金属合金の化学的・生物学的特性 チタンとの組み合わせによる溶出特性（2011年2月）
 Vol.10 メタルセラミック修復用貴金属合金「ブライティス」の物性と安全性（2011年10月）
 Vol.11 歯科用接着材料「マルチプライマー」の物性と安全性（2014年3月）
 Vol.12 歯科用覆髄材料「TMR-MTA セメント」の安全性（2018年1月）
 Vol.13 低濃度フッ化物の機能性と安全性（2024年1月）
 Vol.14 高濃度フッ化物と根面う蝕（2024年9月）

《高分子技術レポート 既刊》

Vol.1 歯科材料モノマーの重合—ラジカル重合の基礎（1）（2009年10月）
 Vol.2 歯科材料モノマーの重合—ラジカル重合の基礎（2）（2010年2月）
 Vol.3 歯科材料モノマーの重合—修復材モノマー（1）（2010年3月）
 Vol.4 歯科材料モノマーの重合—修復材モノマー（2）（2010年7月）

- Vol.5 歯科材料モノマーの重合-酸素の影響 (2011年8月)
Vol.6 歯科材料モノマーの重合-開始剤と開始 (2012年10月)
Vol.7 重合性シランカップリング剤-メタクリロイルオキシアルキルトリアルコキシシラン (2013年6月)
Vol.8 歯科用レジンの硬化における重合収縮 (2014年11月)
Vol.9 歯科材料における開始剤成分としてのヨードニウム塩の利用 (2017年3月)
Vol.10 ナノゲルの歯科レジンのならびに接着材への応用 (2018年6月)

《オーラルサイエンスレポート 既刊》

- Vol.1 歯科口腔外科とビスフオスフォネート製剤 (2010年8月)
Vol.2 活性酸素-その生成, 消去および作用- (2011年4月)
Vol.3 低酸素の世界 (2012年7月)
Vol.4 歯の再生に関する最近の進歩 (2014年2月)
Vol.5 フッ化物応用とその影響 (2016年10月)

《メディカルバイオロジーレポート 既刊》

- Vol.1 低濃度フッ化物と口腔内細菌 (2022年7月)

《チタンレポート 既刊》

- チタンレポート Vol.1 (2024年2月)

《製品レポート 既刊》

- ジルコニアの基礎知識と製品レポート (2014年2月)
チタンの基礎知識と製品レポート (2014年6月)
CAD/CAM用ハイブリッドレジンの基礎知識と製品レポート (2014年9月)
歯科充填用コンポジットレジンの基礎知識と製品レポート (2015年9月)
歯科用ボンディング材の基礎知識と製品レポート (2016年1月)
TMR-MTAセメント製品レポート (2017年8月)
マルチプライマーシリーズ製品レポート (2017年10月)
KZR-CAD HR ブロック 3 ガンマシータ製品レポート (2018年1月)
マルチエッチャント製品レポート (2018年7月)
「KZR-CAD ナノジルコニア」の基礎知識と製品レポート (2018年7月)
TMR-ゼットフィル 10. 製品レポート (2018年8月)
TMR-アクアボンド 0 製品レポート (2018年8月)
KZR-CAD ジルコニアグラデーションの基礎知識と製品レポート (2019年3月)
TMR-MTA セメント ミエール製品レポート (2019年8月)
「KZR-CAD ワックスディスク」の基礎知識と製品レポート (2020年2月)
KZR-CAD マリモセメント LC 製品レポート (2020年5月)
ユニコム PT 製品レポート (2021年2月)
ア・ウーノ製品レポート (2022年6月)
TMR-アクアボンド 0-n 製品レポート (2023年2月)
KZR-CAD ジルコニア Laxio 製品レポート (2023年2月)
KZR-CAD ピーク製品レポート (2023年4月)
Nu:le コート製品レポート (2023年6月)
ゼロフローエッチャント製品レポート (2023年9月)
KZR-CAD ファイバーブロック フレーム製品レポート (2023年9月)
TMR-MTA セメント マゼテール製品レポート (2025年11月)
デュライン S J 製品レポート (2025年12月)

タイムリーな情報は、
Webマガジン「ヤマキンニュース」でお知らせします。



<https://www.yamakin-gold.co.jp/yn/>

歯科材料の安全性や品質管理への取り組みはこちらから

ヤマキン 歯科

検索

<https://www.yamakin-gold.co.jp>

<別冊> 歯科用デジタルハンドブック 2026年度診療報酬改定

発行日 2026年3月13日 第1版発行

2026年3月30日 第2版発行

発行責任者 山本 裕久

発行所 一般財団法人ヤマキン学術文化振興財団

〒780-0901 高知県高知市上町5丁目4番1号 YAMAKIN ビル 5階



一般財団法人

ヤマキン学術文化振興財団

